

令和4年3月
吉川市

第4次吉川市男女共同参画基本計画

よしかわパートナーシップアクション

～多様性を認め合い 誰もが自分らしく生きることができるまち～



はじめに

「多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができるまち」を目指し、第4次となる吉川市の「パートナーシップアクション」が令和4年からいよいよスタートします。



平成28年、社会情勢の変化を踏まえ、新たな視点を持って吉川市の「男女共同参画」の体系や事業の見直しを行いました。

そうした中、28年には、女性起業支援NPOとの共催での「女性企業家フェスタ」開催。29年には、「女性の視点」「多様な視点」を持った「避難所運営」の推進。30年には、「女性しごと応援フェア」「女性と多様な働き方シンポジウム」の開催。令和元年には、男女共同参画を国際的な視野で考えようと「男女活躍・国際交流ワールドカフェ」を開催。コロナ禍においても令和2年には、「多様な性のあり方」についての講演や様々な立場のパネラー参加による討論会をオンラインで開催。

さらに、そうした活動や社会状況を、多くの方々にお伝えしたいと、啓発紙もリニューアルしました。

このように、これまで以上に様々な立場、様々な視点を持って取り組んできた吉川市の「男女共同参画」。そこで見えてきた大切な考え方は、性別の枠を超えた「多様性」という言葉に集約されます。

世界はまさに今、「多様性ある共同参画」のステージにあり、SDGsにおいて謳われている「誰一人取り残さない」というテーマもここに通じます。

日本の、埼玉県の、その中でも小さな街である吉川市ですが、「多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることができるまち」を理念とする、この「よしかわパートナーシップアクション」の実行により、世界に向けて「価値ある未来」を示せる街となれるよう、皆さまと共に活動を進めてゆきたいと思います。

結びに、計画策定にあたり、計画案をご審議いただきました審議会委員の皆さまをはじめ、市民意識調査等にご協力をいただき、また、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和4年3月

吉川市長 中野 啓人

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的	4
2 国内外の男女共同参画に関わる動き	5
3 計画の位置づけ	7
4 計画の期間	8

第2章 これまでの取り組みと課題

1 これまでの取り組みと課題	10
----------------	----

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念	20
2 計画の基本目標	21

第4章 計画の展開

1 計画の体系	24
基本目標Ⅰ ジェンダー平等の意識づくり	26
基本目標Ⅱ 配偶者等に対するあらゆる暴力のない社会づくり	29
基本目標Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり	32
基本目標Ⅳ 誰もが活躍できる社会づくり	36

第5章 計画の推進

1 重点事業	42
2 計画の進行管理	44
3 計画の推進体制	46

第6章 資料編

1 計画策定までの経過	50
2 吉川市男女共同参画推進条例	53
3 用語の説明	57

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

本市では、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題として位置付けた「男女共同参画社会基本法」を国が制定する以前の平成7（1995）年、男女がともにいきいきと豊かに暮らせるまちづくりを目指す行動計画として「よしかわパートナーシップアクション22」を策定しました。その後、平成14（2002）年に「よしかわパートナーシップアクションⅡ」、平成24（2012）年に「第3次吉川市男女共同参画基本計画」と改定を重ね現在に至っています。

この間、平成16（2004）年には、当市における男女共同参画を推進するための「吉川市男女共同参画推進条例」を施行し、男女共同参画の推進についての基本理念や、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための市や市民等の責務、及び市の施策の基本的事項を明確にしました。

また、平成13（2001）年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の制定を受け、平成21（2009）年「吉川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」の策定と合わせて、県内で1番目となる「吉川市配偶者暴力相談支援センター」の設置や、平成27（2015）年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の成立を受け、第3次吉川市男女共同参画基本計画後期計画において、「吉川市女性活躍推進計画」を合わせて策定しました。

平成27（2015）年9月において国連で持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」が採択され、我が国も賛同し、「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取り組みを進めています。

本市においても、さらなる人権意識を醸成するため、性的少数者に対する理解が広まるよう啓発事業を行う等、多様性を認め合う社会の実現を目指す国等の流れを踏まえながら、男女共同参画施策の推進を積極的に図ってまいりました。

これまでの取り組みによって、若い世代を中心に男女共同参画の意識は変わりつつありますが、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される固定的な性別役割分担意識¹と、それに基づく社会制度の慣行は根強く残っています。

第3次吉川市男女共同参画基本計画の期間が令和3（2021）年度をもって満了するにあたり、これまでの取り組みの成果を継承しつつ、国際的な潮流も踏まえたジェンダー平等の視点に立って、男女共同参画社会の実現を目指す「第4次吉川市男女共同参画基本計画」を策定しました。

¹ 固定的な性別役割分担意識 男女問わず個人の能力によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方。

2 国内外の男女共同参画に関わる動き

(1) 国際的な主な動き

国際連合が昭和50（1975）年を「国際婦人年」、それに続く10年を「国連婦人の10年」と定め、昭和59（1984）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女性差別撤廃条約）を採択すると、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取り組みは大きく前進しました。

平成7（1995）年に開催された「第4回世界会議（北京会議）」では、女性の地位向上のための指針となる「北京宣言」及び「北京行動綱領」が採択され、女性差別撤廃条約にはない「女性に対する暴力」等、各国が取り組むべき課題が設定されました。

「北京宣言」及び「北京行動綱領」が採択されてから20年となる平成27（2015）年には、「第59回国連女性の地位委員会（北京+20）」が開催され、各国の取り組み状況に関する評価・見直しが行われました。

同年9月に開催された国連サミットでは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このアジェンダでは、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」（SDGs）が掲げられ、その中の目標5には「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」という目標が掲げられています。



「SDGs（エス・ディー・ジーズ）」とは、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標であり、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した17の目標・169のターゲットから構成されています。

「SDGs」では、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）社会の実現を目指し、全世界共通の目標として、経済・社会・環境の諸課題を統合的に解決することの重要性が示されています。

このSDGsの目標と本計画に定める施策の目標は、ジェンダー平等のほか健康・福祉分野等、重なる部分が多くあるため、本計画に位置付ける施策を着実に実施することで、SDGsの目標達成に向けた取り組みが推進されるものと捉えています。

近年では、令和2（2020）年に「第64回国連女性の地位委員会（北京+25）」が開催され、「北京宣言」及び「北京行動綱領」の完全な実現に向けて取り組みを強化する「第4回世界女性会議25周年における政治宣言」が採択されました。

このように、さまざまな国際会議等において、女性の地位向上のための国際規範や基準について積極的な議論が行われており、日本も国際社会から取り組みの一層の強化が求められています。

（2）国内の主な動き

昭和50（1975）年の「国際婦人年」を契機に、我が国における男女平等に関する法律や制度の整備が進み、平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」が制定、翌年にはこれに基づく計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

その後、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の制定、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等、法制度面の整備が進められました。

さらに、平成27（2015）年に、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務づける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）、平成30（2018）年に、政治分野における男女共同参画を推進するため、国や地方公共団体の責務等を定めた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立し、女性の職業・政治における活躍を後押しする環境づくりが進められています。

しかし、令和3（2021）年に世界経済フォーラムが公表した、各国における男女格差の度合いを示す「グローバル・ジェンダーギャップ指数」は、日本は156カ国中120位と低い順位となっています。これは、政治分野における議員や経済分野における管理職の女性比率の低水準等が要因となっています。

（3）県の主な動き

埼玉県では、世界や国の動きに呼応し、庁内における推進体制や諮問機関の整備に取り組むとともに、平成12（2000）年には全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定、同年、「埼玉県男女共同参画推進プラン」を策定しました。

平成14（2002）年には、「埼玉県男女共同参画推進プラン」の改定とともに、男女共同参画推進の総合的な拠点となる「埼玉県男女共同参画推進センター（通称：With Youさいたま）」を開設しました。

さらに、平成20（2008）年には、結婚や出産を機に退職した女性の再就職を支援するための「埼玉県女性キャリアセンター」を開設。平成24（2012）年には、働く場における女性の活躍を支援するための「ウーマノミクス課」（令和3（2021）年「多様な働き方推進課」に再編）が設置されました。

3 計画の位置づけ

(1) 国の法律や市の条例等との関係

- ①この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。
- ②この計画は、吉川市男女共同参画推進条例（以下、「条例」という。）第9条に規定する男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。
- ③この計画の中に盛り込む「吉川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）第2条の3第3項に規定される「市町村基本計画」です。
- ④この計画の中に盛り込む「吉川市女性活躍推進計画」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に規定される「市町村推進計画」です。

■男女共同参画社会基本法（抜粋）

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 ～省略～

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

■吉川市男女共同参画推進条例（抜粋）

（男女共同参画基本計画）

- 第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとします。

■配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（抜粋）

（都道府県基本計画等）

第2条の3 ～省略～

- 3 市町村は（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

■女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）

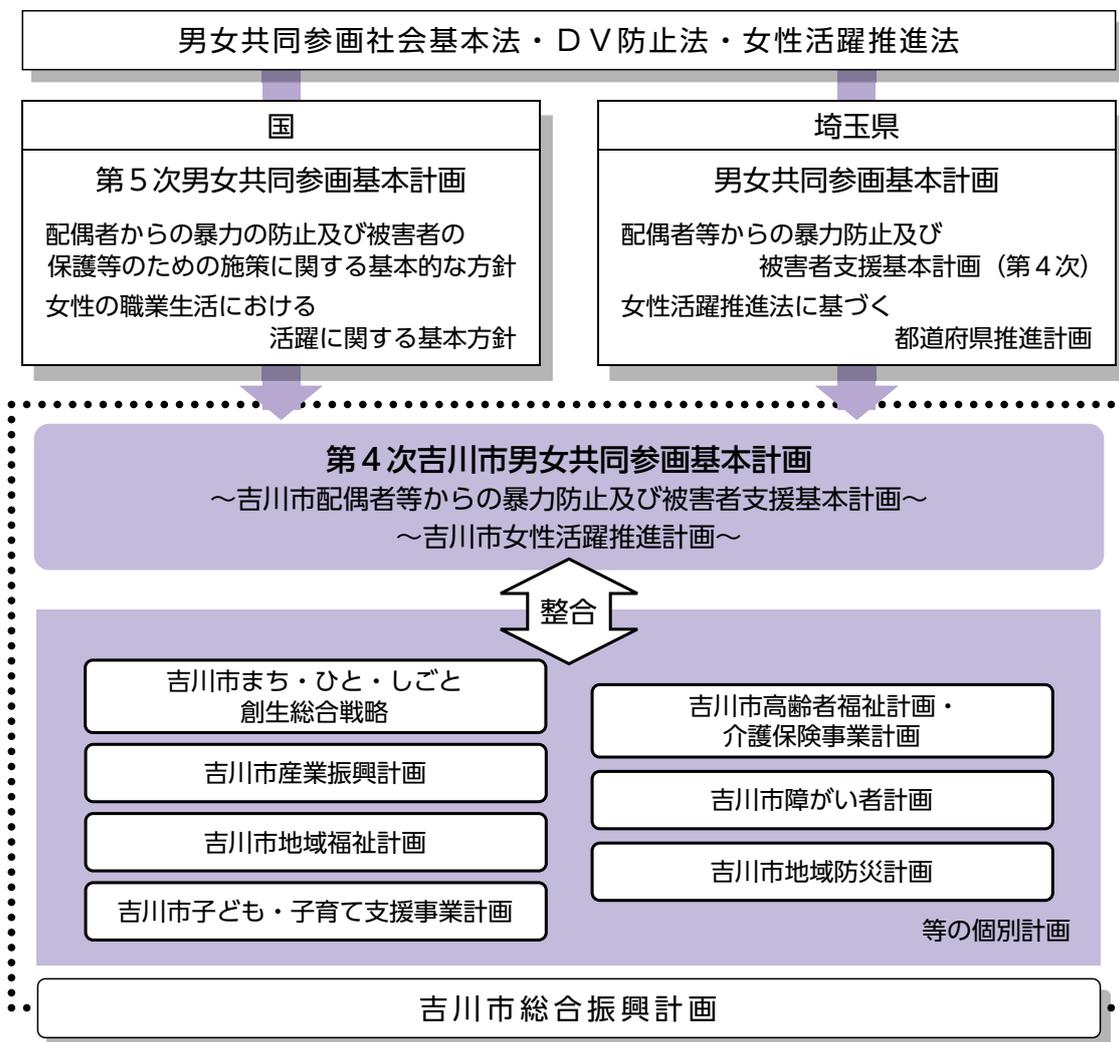
（都道府県推進計画等）

第6条 ～省略～

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(2) 市の総合振興計画と国・県の計画との関係

- ①この計画は、吉川市総合振興計画における「平和で互いを認め合う人権尊重の社会づくり」を推進するための個別計画です。
- ②この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「埼玉県男女共同参画基本計画」を勘案して定めます。
- ③この計画は、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」に即し、かつ埼玉県の「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）」を勘案して定めます。
- ④この計画は、国の「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」及び、「埼玉県男女共同参画基本計画（基本目標Ⅱ）」を勘案して定めます。



4 計画の期間

この計画の期間は、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間です。ただし、国内外の社会情勢の変化や国の制度の改正のほか、計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章

これまでの取り組みと課題

1 これまでの取り組みと課題

(1) 男女共同参画の意識づくり

取り組み

男女平等意識を高め、互いを尊重し、一人ひとりが個性や能力を発揮できるよう、男女共同参画の意識を育むため、毎年度啓発テーマを設けてパネル展示やイベント、啓発紙の発行を行うほか、市民との協働により男女共同参画に関する講座やイベントを開催する等、様々な手段で情報提供や啓発事業を行いました。

また、男女共同参画についての理解を深めるため、学校や家庭、地域における教育や学習機会の提供を行いました。



これまでに発行した啓発紙

成果や課題

指標名	平成22年度 (2010)	令和2年度 (2020)	目標値 (2021)
男女の平等意識	36.5%	46.4%	50.0%

男女の平等感について「平等である」と回答した割合は、年々高まっています。特に、「学校教育の場で」(75.6% 図表1-2)や「家庭の中で」(64.0% 図表1-3)、「社会活動の場で」(54.6% 図表1-4)における男女の平等感の高まりがみられます。しかし、「社会通念や風潮で」は男性優遇の割合(63.9% 図表1-5)が依然と高い状況です。

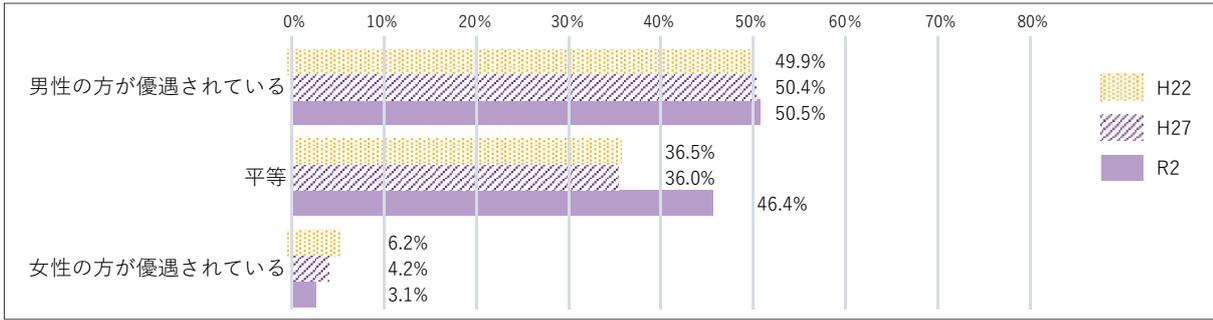
市民の男女平等意識は変わりつつありますが、これまでの文化や風習等によって人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた固定的な性別役割分担意識や、性別に関する偏見、固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を解消するためには、引き続き、男女平等意識を高める取り組みが必要です。

また、近年は、いわゆるLGBTといわれる性的少数者¹への理解も求められています。戸籍上の性別だけでなく、多様な性のありようを理解し、互いを認め合うジェンダー平等の実現に向けた取り組みが必要です。

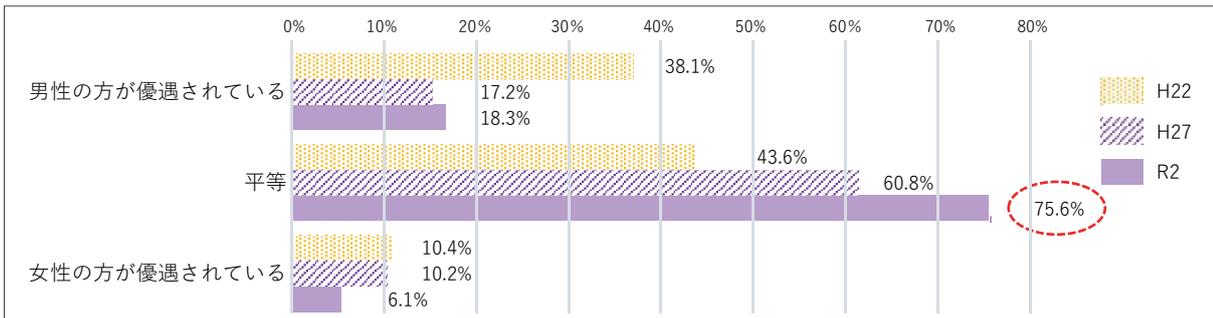
¹ 性的少数者 性的指向(恋愛感情がどの性別に向くか)や性自認(自分の性をどう認識しているか)に関してのありようが性的多数派とは異なるとされる人。セクシャル・マイノリティと同義。

【図表1】男女平等意識について（経年比較）

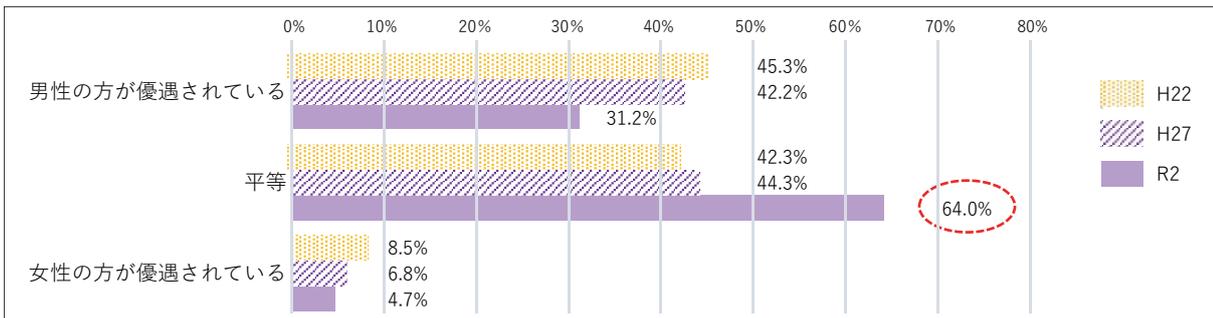
1-1 全体として



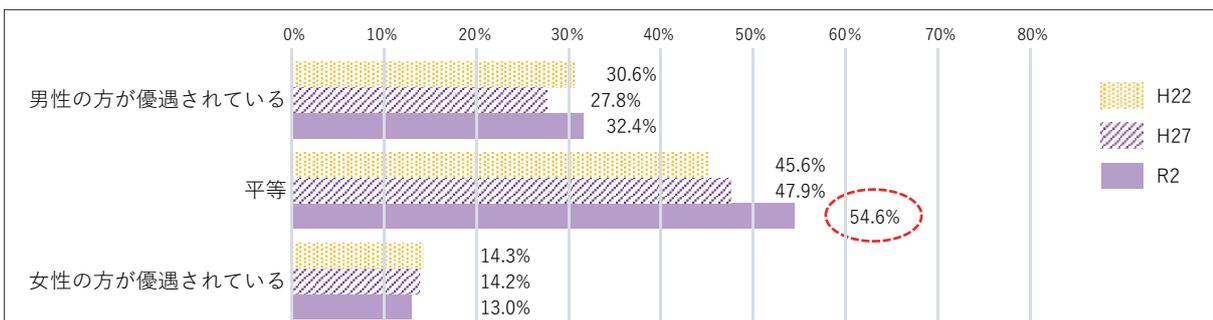
1-2 学校教育の中で



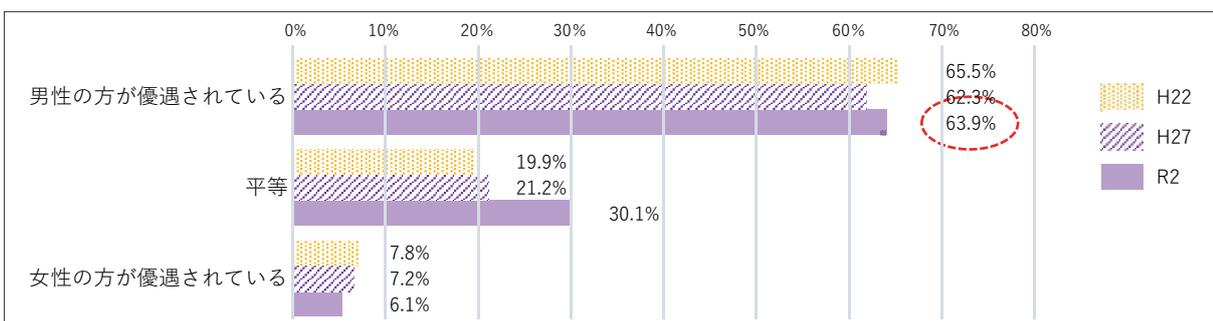
1-3 家庭の中で



1-4 社会活動の中で（PTAや地域活動など）



1-5 社会通念や風潮で



（令和2年度吉川市男女共同参画市民意識調査結果より）

(2) 男女共同参画の環境づくり

取り組み

男女がともに健やかに暮らしながら、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスよく参画し、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、地域や働く場における女性参画の推進や、子育てや介護に対する社会的支援の充実を図ってきました。

また、性と生殖に関する正しい知識を持ち、互いの性への認識を深めるための教育や啓発事業に取り組みました。

成果や課題

指標名	平成22年度 (2010)	令和2年度 (2020)	目標値 (2021)
審議会等における女性委員の登用率	24.1%	27.9%	40.0%
男女の役割分担についての 「理想」と「現実」で最も多い選択肢の一致	不一致	不一致	一致

審議会等委員の改選時に合わせ、庁内ヒアリングを行い、女性委員割合のチェックや「吉川市女性人材リスト」の活用を促してきたことで、関係部署における女性委員登用の意識が高まりました。計画目標値（40.0%）を達成できない要因としては、選出母体の構成員に女性が少ないことや、団体の代表者をあて職としているため女性を任命できないことが挙げられます。引き続き、各分野において、女性のエンパワーメントの拡大に繋がる取り組みが必要です。

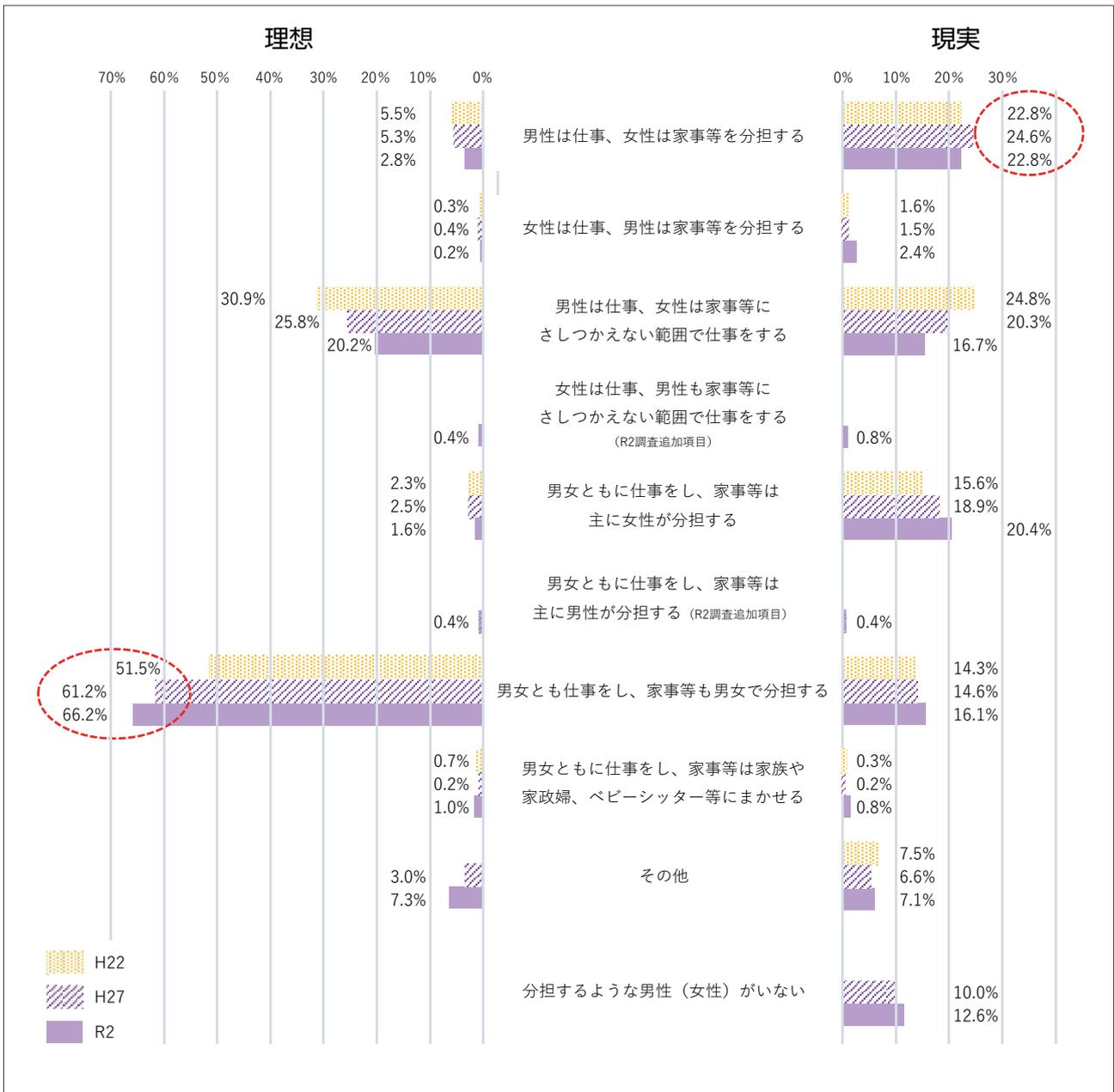
また、男女の役割分担についての「理想」と「現実」で最も多い選択肢の一致が達成できないことから、固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることが伺えます。子育てや介護においては、女性の負担が大きくなりやすい状況にあることから、地域の支え合いによる支援体制とともに、一人ひとりの認識を変えていくための教育や啓発の充実が必要です。

【図表2】 審議会等の女性委員登用率の推移

	H27.4月	H28.4月	H29.4月	H30.4月	H31.4月	R2.4月	R3.4月
審議会等数	-	38	38	34	31	34	36
うち女性ゼロ	-	-	7	6	5	5	3
総委員数	-	413人	384人	380人	335人	368人	412人
うち女性委員数	-	104人	105人	99人	85人	88人	115人
女性委員の比率	24.6%	25.2%	27.3%	26.1%	25.4%	23.9%	27.9%

(吉川市男女共同参画基本計画進捗状況報告書より)

【図表3】男女の役割分担の理想と現実（経年比較）



(令和2年度吉川市男女共同参画市民意識調査結果より)

(3) 男女共同参画推進の体制づくり

取り組み

市民、団体、企業、行政が強力なパートナーシップのもと、それぞれの立場で男女共同参画を理解し、総合的・計画的に施策を推進するため、男女共同参画審議会のほか庁内推進体制による本計画の進捗状況の定期的な確認や計画の見直し等を行いました。

また、男女共同参画の推進拠点である「市民交流センターおあしす」と連携を図りながら、情報発信や啓発等の充実に取り組みました。

成果や課題

指標名	平成24年度 (2012)	令和2年度 (2020)	目標値 (2021)
本計画におけるすべての活動指標の実行率	96.0%	100.0%	100.0%

「男女共同参画審議会」や庁内組織である「男女共同参画推進会議」「男女共同参画庁内連絡会議」による組織横断的な体制によって、計画に基づく取り組みが全庁的に行われました。

「市民交流センターおあしす」との連携については、「市民交流センターおあしす」が男女共同参画の拠点であることを市民に広く認知を図ることも含め、啓発事業等の取り組みの充実が必要です。



市民交流センターおあしす 2階の男女共同参画コーナー



男の料理教室の様子

(4) 男女がともに働きやすい環境づくり

取り組み

平成28（2016）年に施行した女性活躍推進法により、働きたい女性の個性と能力を發揮できるよう、ワーク・ライフ・バランス¹の実現に向けた情報提供や啓発、就労機会の提供等を行いました。

また、常時雇用する労働者が301人以上の企業と同様に、地方自治体においても「特定事業主行動計画」を策定することが義務付けられたことから、吉川市においても「吉川市特定事業主行動計画」を策定し、男性職員の育児休業の取得や管理監督職に占める女性の割合の推進等、女性も働きやすい環境づくりに取り組みました。

成果や課題

指標名	平成29年度 (2017)	令和2年度 (2020)	目標値 (2021)
女性活躍推進計画における活動指標の実行割合	100.0%	100.0%	100.0%

吉川市においては、家庭と仕事の両立を支援し、男女がともにいきいきと働ける職場環境づくりの取り組みが認められ、令和3（2021）6月には、埼玉県多様な働き方実践企業²の最高ランクであるプラチナに認定されました。

令和4（2022）年4月からは、改正女性活躍推進法の施行により、常時雇用する労働者が101人以上の事業所についても、一般事業主行動計画の策定が義務づけられることから、中小企業が多い本市においては、この一般事業主行動計画の策定が促進されるよう、情報提供等を行う必要があります。

【図表4】埼玉県多様な働き方実践企業 吉川市内の認定状況(令和3年12月現在)



業種	プラチナ	ゴールド	シルバー	計
医療、福祉	7	9	7	23
製造業	1	3		4
サービス業	1	1	1	3
建設業	1			1
卸売業、小売業	1			1
教育、学習支援	1			1
公務	1			1
運輸業、郵便業		1		1
学術研究、専門・技術サービス業		1		1
不動産業、物品賃貸業		1		1
計	13	16	8	37

(埼玉版ウーマノミクスサイトより抜粋)

¹ ワーク・ライフ・バランス 生活と仕事の調和。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

² 埼玉県多様な働き方実践企業 仕事と家庭の両立を支援し、男女がともにいきいきと働ける職場環境づくりに取り組む企業に対する県の認定制度。9つの認定項目のうち、3から4つ該当で「シルバー認定」、5から6つ該当で「ゴールド認定」、7から9つ該当で「プラチナ認定」となる。

(5) 配偶者等に対するあらゆる暴力のない社会づくり

取り組み

男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するため、DV防止と被害者保護・自立に向けた支援の推進を目指し、吉川市配偶者暴力相談支援センターを中心とした、相談支援のほか、DVに関する情報提供や啓発事業に取り組みました。

成果や課題

指標名	平成22年度 (2010)	令和2年度 (2020)	目標値 (2021)
「DV」の内容まで知っている割合	71.3%	78.2%	80.0%
吉川市配偶者暴力相談支援センターを知らない割合	59.9%	67.0%	40.0%

DVが配偶者（事実婚や元配偶者も含む）からの暴力であることを理解している割合は、年々増加し、目標値近くまで達成しています。（78.2% 図表6）しかし、DVに関する相談窓口である「吉川市配偶者暴力相談支援センター」を知らない割合は高く（67.0% 図表7）認知度の低さが伺えます。

また、DVの被害にあった半数以上の方が相談しなかったと回答し、かつ1割程度の方が「相談したかったが、相談しなかった」と回答しています。（図表8）

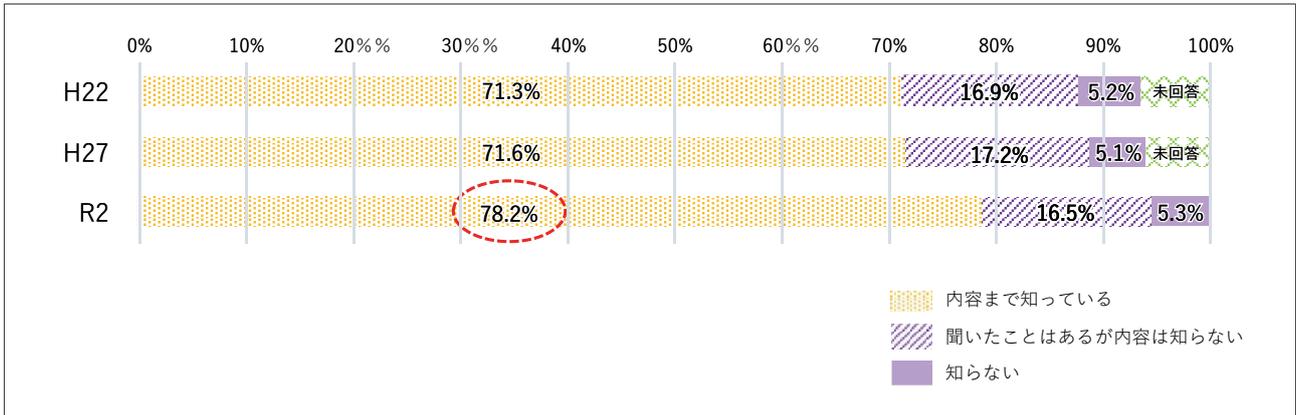
女性が被害者になることが多いDV問題は、配偶者からの暴力の問題だけではなく、児童虐待や生活困窮、または自殺問題等と複合的に関連していることから、困難を抱えている人のSOSを多方面で受け止め、組織横断的に支援する体制づくりが必要です。

【図表5】DV相談受付状況（平成27年度～令和2年度）

	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
来 所	64	37	40	47	67	54
電 話	58	49	35	24	66	88
出張			4	3	0	1
その他	134	29	36	16	25	11
合 計	256	115	115	90	158	154
(うち男性)	(0)	(1)	(3)	(6)	(3)	(6)
うち新規	23	32	32	45	48	41
うち再来	92	83	58	113	106	215

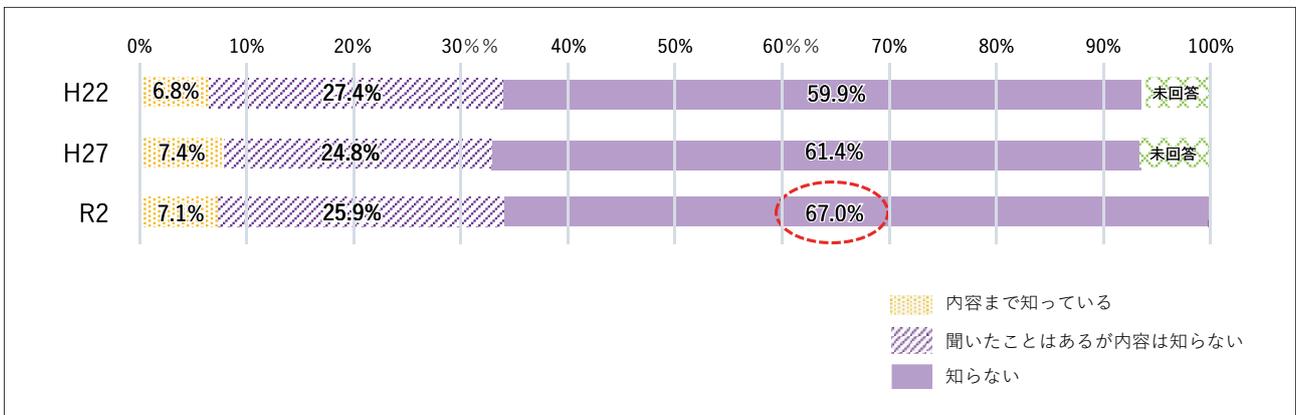
（吉川市男女共同参画基本計画進捗状況報告書より）

【図表6】男女共同参画に関する用語の理解「DV（ドメスティック・バイオレンス）」（経年比較）



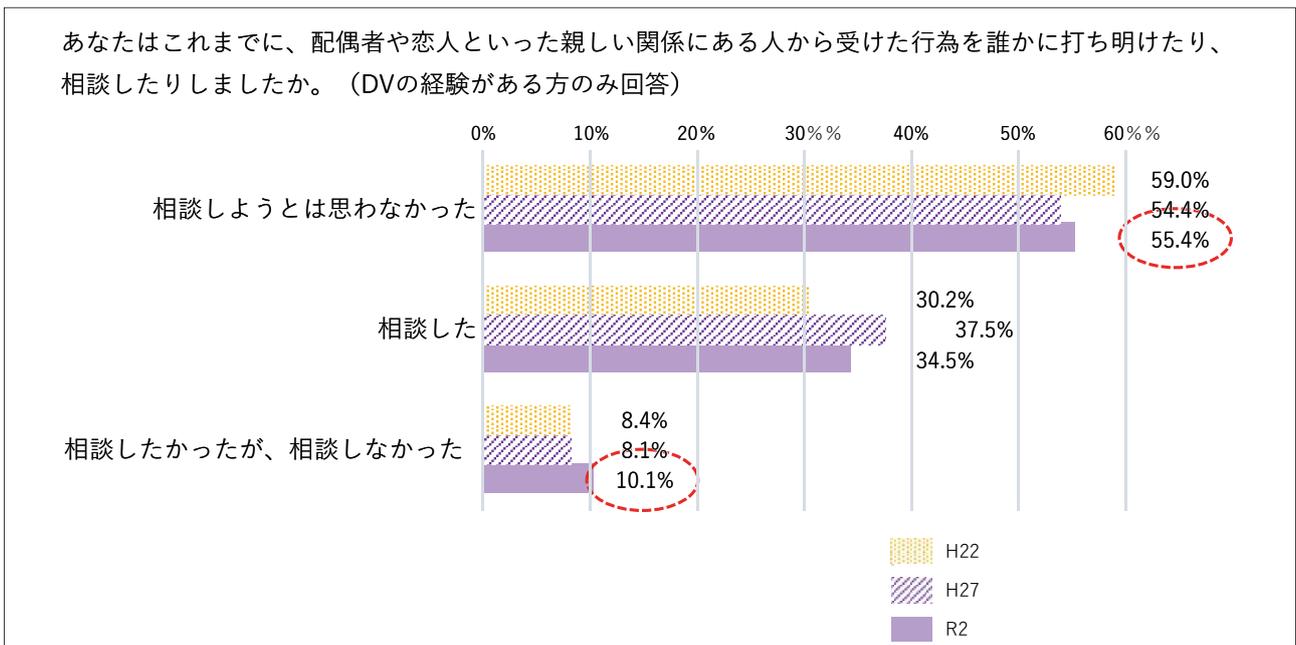
（令和2年度吉川市男女共同参画市民意識調査結果より）

【図表7】男女共同参画に関する用語の理解「吉川市配偶者暴力相談支援センター」（経年比較）



（令和2年度吉川市男女共同参画市民意識調査結果より）

【図表8】DV相談の有無（経年比較）



（令和2年度吉川市男女共同参画市民意識調査結果より）

第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

吉川市では、平成16（2004）年に制定した「吉川市男女共同参画推進条例」の7つの基本理念を踏まえ、本計画の基本理念を次のとおりとします。

多様性を認め合い

誰もが自分らしく生きることができるまち

個人としての尊厳を重んじ
すべての人が、性別にかかわらず社会の対等な構成員として
自らの意思によって、個性と能力を発揮し
あらゆる分野に対等に参画できるまちを目指します。

吉川市男女共同参画推進条例の基本理念（条例第3条）

市、市民及び事業者等は、次に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画を推進します。

- (1) 男女の個人としての人権を尊重し、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行をなくすように努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮すること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業所等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職場、地域その他の社会生活における活動に対等な参画ができるようにすること。
- (5) 社会のあらゆる分野における教育及び学習において、主体的に学び、考え、及び行動することのできる自立の精神と男女平等の意識が育まれるようにすること。
- (6) 男女の対等な関係の下に、互いの性に関して理解し、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (7) 国際的な視点に立ち、国際社会における男女共同参画に関する取組と協調して行われること。

2 計画の基本目標

基本目標Ⅰ ジェンダー平等の意識づくり

男女共同参画社会の形成のためには、これまでの文化や風習等によって人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた固定的な性別役割分担意識や、性別に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消することが重要です。

多様性を認め合い、誰もがそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、自らの意思によって社会の様々な分野に参画できるよう、互いの人権尊重とジェンダー平等の意識づくりを促し、その定着と浸透に取り組めます。

基本目標Ⅱ 配偶者等に対するあらゆる暴力のない社会づくり

DV（ドメスティック・バイオレンス）における暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。家庭内等で起こる暴力は潜在化しやすく、暴力によって自己肯定感や自尊感情を失われる等、心への影響も大きいほか、被害者のみならずその子どもにも影響が及ぶため、関係機関等との連携を図りながら、ひとりで悩みを抱え込むことのない相談支援体制づくりが必要です。

配偶者（事実婚や元配偶者も含む）や恋人に対するあらゆる暴力を容認しない社会風土を醸成するために、DV防止や相談支援体制、被害者の保護・自立に向けて組織横断的に取り組めます。

基本目標Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり

互いの身体的な性のありようを十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての大前提です。子育てや介護においては、固定的な性別役割分担意識によって女性の負担が大きくなりやすい状況にあることから、社会的支援及び地域の支え合いによる支援体制が必要です。

誰もがいきいきと安心して暮らせるよう、多様な性のありようや年代に応じた心と身体の健康を理解し、地域社会全体で支え合う子育てや介護支援に取り組むとともに、災害による被害や困難を最小限にするために、多様性に配慮した視点に立った減災対策に取り組めます。

基本目標Ⅳ 誰もが活躍できる社会づくり

政治、経済、社会等あらゆる分野において、政策・方針決定の過程に女性の参画が増えることは、様々な視点が確保されることで、国民の価値観の多様化・社会情勢の変化に対応できる、豊かで活力ある持続可能な社会につながります。

あらゆる分野において、誰もが個性と能力を十分に発揮できるよう、意思決定の過程における女性の参画を促進するとともに、職業生活において性別に関わらず誰もが活躍できる社会づくりに取り組めます。

第4章

計画の展開

1 計画の体系

基本理念

基本目標

施策の方針

多様性を認め合い
誰もが自分らしく生きることができるまち

I ジェンダー平等の
意識づくり

I-1 人権の尊重

I-2 ジェンダー平等教育の推進

II 配偶者等に対する
あらゆる暴力のない
社会づくり

II-1 暴力を許さない意識の醸成

～吉川市配偶者等からの暴力防止
及び被害者支援基本計画～

II-2 ひとりで悩みを抱え込むこと
のない相談支援

III 安心して暮らせる
環境づくり

III-1 健康で自立した生活支援

III-2 とともに支え合う
地域社会づくり

IV 誰もが活躍できる
社会づくり

～吉川市女性活躍推進計画～

IV-1 政策・方針決定への
女性の参画推進

IV-2 多様な働き方への支援

IV-3 市が先頭に立って推進する
男女共同参画・女性活躍

施策の方向	ページ
1) 人権尊重意識の醸成	27
2) ジェンダー平等に関する啓発	
3) 多様な性への配慮	
4) メディアリテラシーの向上	
1) 学校等におけるジェンダー平等教育の推進	28
2) 地域・家庭におけるジェンダー平等教育の推進	
1) DV等の防止に向けた理解促進	30
2) 若年者に対する予防教育・啓発の推進	
1) DV被害者等に対する相談体制の充実	31
2) 被害者の安全確保と緊急避難	
3) 自立のための支援体制の充実	
4) 市民・関係機関との連携強化	
1) いのちと性を尊重する環境づくり	33
2) 性差や年代に応じた心と身体の健康と生活支援	
1) 「市民交流センターおあしす」による男女共同参画の推進	34
2) 切れ目のない子育て支援	
3) とともに支える介護支援	35
4) 多様性に配慮した視点に立った減災対策	
5) 多文化共生の地域づくり	
1) 多様な市民の市政参画の促進	37
2) 女性のエンパワーメントの拡大	
1) 働く場における男女共同参画・女性活躍の促進	38
2) 誰もが能力を發揮できる就業支援	
3) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援	
1) 多様な職員の視点が活かされる市政運営	39
2) ワーク・ライフ・バランスの早期実現に向けた支援	
3) 育児・介護をしながら働く職員への支援	

基本目標 I

ジェンダー平等の意識づくり

基本的認識

- ✳ 人権の尊重は、男女共同参画を推進するうえで根底を成す基本理念です。
- ✳ 性別による差別は、生物学的性別だけではなく、社会的・文化的に形成された性別であるジェンダーの視点で捉える必要があります。
- ✳ 誰もがそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、自らの意思によって社会の様々な分野に参画していくためには、誰もがジェンダー平等に対する理解を深め、互いの人権を尊重し、ジェンダー平等意識の醸成を図ることが大切です。
- ✳ ジェンダー平等を推進する様々な取り組みが進められ、法制度の整備も進んできたものの、依然として社会全体が変わるまでには至っていません。その要因の一つとして、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性別に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があることが挙げられます。
- ✳ このような意識や固定観念は、往々にして幼少の頃から長年にわたり形成されてきており、女性と男性のいずれにも存在しています。一人ひとりの意識が変わり固定観念にとらわれなくなること、性別に関わらず、お互いを尊重しながら、長い人生の中で主体的で多様な選択をでき、自分らしく生きられることにつながります。
- ✳ 令和2年に実施した市民を対象とした「吉川市男女共同参画計画策定基礎調査」によると、男女平等意識について、この10年間で平等感は向上しているものの、男女で違いがあり、男性は「平等」、女性は「男性優遇」と感じている割合が高く、「家庭」「社会通念や風潮」「法律や制度上」の分野でその差が大きくなっています。
- ✳ 地球上の誰一人として取り残さない社会の実現を目指すSDGsの目標として「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」ことが国際目標に掲げられています。
- ✳ ジェンダー平等の推進に係る他の全ての取り組みの基盤として、また、様々な取り組みの実効性を高めていく観点から、子どもをはじめ様々な世代で固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、また、押し付けない取り組み、そして、全ての市民の意識を変えていく取り組みが極めて重要です。

I-1 人権の尊重

施策の方向	取り組み内容
I-1-1 人権尊重意識の醸成	①人権啓発パンフレット等の作成・配布 ・「女性の人権」等の人権問題の啓発を図るため、パンフレット等を作成・配布します。 ②人権相談の実施 ・地域や職場等における様々な差別問題に対応するため、人権擁護委員による人権相談を実施します。 ③虐待やハラスメント等の人権侵害の防止 ・性差や年齢、障がいの有無等による虐待やハラスメント等の人権侵害を防止するため、周知や啓発、相談支援に努めます。
I-1-2 ジェンダー平等に関する啓発	①多様な手段を活用した情報提供 ・広報よしかわや市ホームページへの掲載、ポスターやチラシの掲示のほか、インターネット等多様な手段を活用し、ジェンダー平等に関する情報提供を行います。 ②啓発紙の発行 ・ジェンダー平等や男女共同参画に関する啓発紙を発行し、全戸配布を行います。 ③市民活動団体等との協働 ・ジェンダー平等や男女共同参画に関する活動を積極的に行う市民活動団体を支援するとともに、協働による事業を行います。 ④男女共同参画地域リーダーの育成 ・講座等の開催を通じて、ジェンダー平等や男女共同参画に関する理解を深め、地域における情報発信役となる人材を育成します。
I-1-3 多様な性への配慮	①性の多様性への理解促進 ・性的指向や性自認等を理由とする偏見や人権侵害をなくすため、性の多様性への理解を深めます。 ②多様な性に配慮した環境づくり ・相談案内やパートナーシップ宣誓制度等、性的少数者の生きづらさを軽減する取り組みに努めます。
I-1-4 メディアリテラシーの向上	①メディアリテラシーに関する情報提供 ・あふれる情報に対し主体的な判断ができるようメディアリテラシー ¹ に関する情報提供を行います。 ②刊行物作成ガイドブックの活用 ・「刊行物作成ガイドブック」を活用し、広報よしかわ等の市が発行するあらゆる情報媒体において、ジェンダー平等の視点に配慮した表現となるよう、周知徹底を図ります。 ③有害環境対策の推進 ・「埼玉県青少年健全育成条例」に基づき、性に対する誤った認識をもたらす有害な情報から青少年等を保護します。

¹ メディアリテラシー メディアからの情報を無意識に受け取るのではなく、その内容の背景や社会的な課題などについて読み解く力や、あふれる情報を選択し使いこなすこと。また、メディアを使って発信する力。

I-2 ジェンダー平等教育の推進

施策の方向	取り組み内容
I-2-(1) 学校等における ジェンダー平等教育の推進	①ジェンダー平等の意識を高める教育環境の充実 ・性差による教育の差を撤廃し、ジェンダー平等の意識を高める教育を推進し、人権の尊重、男女の平等、男女相互の理解と協力について指導します。
	②教職員等の理解向上 ・学校教職員については、ジェンダー平等に関わる教育指導方法の研究の充実を図りながら教職員の理解を深め、その研究成果を活用し、学校ごとに教職員の育成を図ります。 ・保育士や学童保育室指導員については、ジェンダー平等の意識を持って保育活動が行えるよう、研修を実施します。また、幼稚園教諭については、ジェンダー平等意識の向上を図るための啓発や情報提供に努めます。
	③キャリア教育の充実 ・児童・生徒が、性別にとらわれず、個性や能力を活かした進路選択ができるよう、指導の充実を図るとともに、職場体験や福祉活動等様々な体験活動を行います。
	④教育の場への保護者や地域の参画促進 ・仕事を持つ保護者の参画を促すため、学校行事等の開催日時に配慮します。また、学校におけるジェンダー平等教育と地域における教育が連携して行われるよう、地域と住民が学校教育を見守る体制を推進します。
I-2-(2) 地域・家庭における ジェンダー平等教育の推進	①ジェンダー平等に関する講座等の実施 ・ジェンダー平等や男女共同参画に関する講座等を実施します。また、市が開催する講座や行事、事業等に参加しやすいよう、開催日時や託児等に配慮します。
	②子育て情報・家庭教育情報の提供 ・性差にとらわれず育児参加できるよう「子育て応援ガイドブック」や広報・ホームページ等を通じ、子育てや家庭教育に関する情報を積極的に提供します。
	③子育て講座・家庭教育講座の充実 ・性差にとられない家庭教育や子育てが行えるよう、子育て講座や家庭教育講座、男性の育児・家事参加に関する講座を実施します。

基本目標Ⅱ

配偶者等に対する
あらゆる暴力のない社会づくり

基本的認識

- ✳ この基本目標は、DV防止法に規定される市町村基本計画「吉川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」として位置付けられています。
- ✳ DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。暴力の加害者・被害者・傍観者とならないための、幼児期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備に向けて、社会全体で取り組む必要があります。
- ✳ 情報通信技術（ICT）の進化やSNS等の新たなコミュニケーションツールの広がりにより、その便利さと裏腹に新たな暴力の形が発生し、被害の増加に拍車をかけていると言われています。若年者層を中心に正しい知識を身につけ、将来的な被害発生を防止することが必要です。
- ✳ 暴力は、それ自体が重大な人権侵害であるほか、自己肯定感や自尊感情を失わせる等、心への影響も大きいものであり、その後の人生に大きな支障をきたします。DVの被害はとりわけ女性が多く、その背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しています。暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、社会における男女間の格差是正及び意識改革が欠かせません。
- ✳ 令和2年に実施した「吉川市男女共同参画計画策定基礎調査」によると、DV被害の経験者のうち、その被害を相談した割合は34.5%にとどまっており、半数以上が相談をしなかったと回答しています。また、1割程度の人が「相談したかったが、相談しなかった」と回答しています。
- ✳ DVは、生活困窮や児童虐待、介護、自殺等多岐にわたる生活上の困難と暴力被害が複合的に発生していることが多いこと、また、相談しにくい問題で支援を求める声を上げづらいため潜在化しやすいことを踏まえ、制度や分野の枠を超えた相談支援体制が求められています。

Ⅱ－１ 暴力を許さない意識の醸成

施策の方向	取り組み内容
Ⅱ－１－（１） DV等の防止に向けた 理解促進	①DV等あらゆる暴力根絶に向けた情報発信 ・DVのほか、性犯罪や売買春、ハラスメント、ストーカー行為等、人権を著しく侵害する暴力をなくすための啓発や情報提供に努めます。また、DV防止に関する情報を広報よしかわや市ホームページ、男女共同参画情報紙、ポスター、リーフレット等様々な媒体を通じて提供します。
	②DV防止地域サポーターの養成 ・DV防止地域サポーター養成講座を通じて、DVに関する知識を深め地域のDV防止につながる情報発信ができる人材を増やします。
	③学習機会の提供 ・地域におけるDVへの理解を深めるため、DVについての出前講座を実施する等、学習機会の充実を図ります。
Ⅱ－１－（２） 若年者に対する 予防教育・啓発の推進	①人権尊重と暴力を許さない学校教育 ・「暴力を許さない」という人権教育の充実を図ります。
	②デートDV防止に関する啓発 ・若い恋人同士間に起こる「デートDV」を防止する啓発を実施します。

Ⅱ－２ ひとりで悩みを抱え込むことのない相談支援

施策の方向	取り組み内容
Ⅱ－２－(1) DV被害者等に対する 相談体制の充実	①DV被害者に対する相談支援窓口の周知 ・「配偶者暴力相談支援センター」等のDVに関する相談支援窓口の周知に努めます。
	②相談員の資質の向上 ・相談員が被害者の状況に応じて適切な相談対応や助言ができるよう、研修や勉強会等へ参加し、相談員の資質の向上を図ります。
Ⅱ－２－(2) 被害者の安全確保と緊急避難	①緊急時の安全確保 ・緊急避難時においては、緊急一時保護の依頼、または同行支援、緊急支援助成事業の実施等、被害者の状況に応じた安全確保や支援を行います。
	②個人情報保護の徹底 ・被害者の状況に応じて、住民基本台帳事務における支援措置を適用し、住民票や戸籍の附票の写しの交付制度を不当に利用して被害者の所在を探索することから被害者を守ります。また、関係部署において個人情報保護の管理を徹底します。
Ⅱ－２－(3) 自立のための支援体制の充実	①司法手続き等の利用助言 ・弁護士や裁判所に関する相談窓口や手続き等について、必要な説明や助言を行います。
	②生活・経済的支援 ・生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、健康保険やひとり親家庭のための制度等について、必要な助言や申請援助を行うとともに、被害者の生活の自立に向けた支援を行います。
	③住宅確保支援 ・被害者の状況に応じて、母子生活支援施設や県営住宅の臨時的入居制度等について必要な助言や申請援助を行うほか、住居確保給付金を活用した住宅確保支援を行います。
	④子どもに対する連携支援 ・児童虐待とDVが密接な関係にあることから、「要保護児童対策地域協議会」において支援や見守りを必要とする世帯の様子を把握し、加害者対策や心のケア、配慮等適切な対応と支援を行います。
Ⅱ－２－(4) 市民・関係機関との連携強化	①包括的な支援体制の構築 ・虐待や生活困窮等、住民が抱える複雑化・複合化した課題に対し、福祉分野や関係機関と連携し、被害者の早期発見・早期対応等適切な支援を図るため、包括的な支援体制を構築します。
	②関係部署や関係機関との情報共有と連携 ・関係部署や関係機関が連携して必要な情報の共有と適切な被害者支援を行うため、「DV及び児童虐待防止担当者連絡会議」や「ケース検討会」等を実施します。また、加害者の追求に対する適切な対応ができるよう、二次被害の防止や性暴力被害者等に関する理解を深めます。

基本目標Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり

基本的認識

- ✦ 誰もが安心していきいきと暮らせる環境を築くためには、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく地域共生社会¹の実現が求められています。
- ✦ 女性は、ライフステージ²に応じて妊娠や出産、婦人科的疾患等、男性とは異なる健康上の問題に直面します。また、経済的な理由で生理用品を購入できないという「生理の貧困問題」が顕在化しており、女性の健康や尊厳に関わる課題となっています。これらの問題について、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ³」（性と生殖に関する健康と権利）の視点に立って、男女が共に正しい知識・情報を得ることや知識を深めることは、私たちの性と生き方に関して重要なことです。
- ✦ また、女性はすべての世代において固定的な性別役割分担意識や性別に関する偏見を背景に、非正規雇用労働者の割合が多いことや、ひとり親家庭における世帯収入が低いことで、貧困等の生活上の困難に陥りやすい状況にあり、経済的な側面のみならず、妊娠や育児の不安等、女性特有の身体的・精神的な困難に陥る場合もあります。
- ✦ さらに、性的指向や性自認に関すること、障がいがあること、外国人やルーツが外国であること等を理由とした偏見等によって、より複合的な困難を抱えることがあります。このため、様々な属性の人々についての理解を広め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりに取り組むことが必要です。
- ✦ 新型コロナウイルスによる感染症の拡大は、とりわけ女性の生活や雇用等、社会的に弱い立場にある者に、より大きな影響をもたらし、平時の固定的な性別役割分担意識を反映して、我が国の男女共同参画の遅れが改めて顕在化しました。
- ✦ また、災害は、地震、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。とりわけ、非常時には、平時における固定的な性別役割分担意識を反映して、女性や子ども等、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。災害時における女性と男性が受ける影響の違いに十分に配慮されたジェンダー平等の視点から、平時からの対応が行われることが必要です。

¹ 地域共生社会 制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会。

² ライフステージ 人が生まれ育ち、思春期、成熟期、更年期を迎え、やがて老年期を迎える人生における各段階。

³ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利） 生涯を通じて、男女が互いの性を理解し合い、身体的、精神的、社会的に良好な状態で、満足できる性生活が確保されるとともに、避妊・妊娠・中絶・出産の過程において、自ら「いつ」「何人」「産むか産まないか」を決定する権利。

Ⅲ－１ 健康で自立した生活支援

施策の方向	取り組み内容
Ⅲ－１－（１） いのちと性を尊重する 環境づくり	①学校における性教育の推進 ・児童や生徒の発達段階に応じた性教育指導を行います。
	②性教育の研究と充実 ・健康指導や学校教育の場において、学校や関係機関と連携のもと研究を行い、性教育指導を行います。
	③健康診査・がん検診・健康相談・健康教育の推進 ・各種健康診査・がん検診・健康相談の実施や、健康づくりに関する学習機会・情報の提供等により、生活習慣病の予防や疾患の早期発見に努めます。
Ⅲ－１－（２） 性差や年代に応じた 心と身体の健康と生活支援	①こころとからだの相談支援 ・心や身体に関わる悩みに対し、精神保健福祉士や保健師等専門知識を持った者による相談や支援の充実を図ります。
	②母子保健事業の充実 ・妊娠・出産における母子の健康を守るため、母子手帳の発行やパパママ学級の実施、新生児訪問等を行います。また、父親の理解・協力についての啓発を行います。
	③男性の生活技術向上に関する支援 ・食事づくりや食育について学べる出前講座の実施や特定保健指導での個別アドバイス等、男性のための生活技術力向上に関する支援を行います。
	④スポーツを通じた健康づくり ・性別や年齢、障がいの有無に関わらず、誰もが気軽にスポーツを通じた健康づくりができるスポーツ事業の実施や体育施設の開放等、地域におけるスポーツ活動の普及・促進に努めます。

Ⅲ－２　ともに支え合う地域社会づくり

施策の方向	取り組み内容
Ⅲ－２－（１） 「市民交流センターおあしす」 による男女共同参画の推進	<p>①男女共同参画啓発事業の積極的な実施 ・「おあしすだより」への男女共同参画に関する記事の掲載や、講座の開催等を積極的に行います。</p> <p>②男女共同参画啓発コーナー等の充実 ・共生プラザ内の男女共同参画啓発コーナーにおけるパンフレットの設置やポスターの掲示、図書館における関連図書の紹介等を行い、情報提供の充実に努めます。</p> <p>③職員の理解向上 ・市民交流センターおあしす職員が、男女共同参画に関する知識を理解し情報発信能力を高めるため、研修等を積極的に受講します。</p>
Ⅲ－２－（２） 切れ目のない子育て支援	<p>①子ども・子育て支援事業計画の推進 ・「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの人権の尊重及び子育てを主体的に行えるよう、住み慣れた地域で安心して妊娠・出産・育児ができる支援体制の充実と、支援を必要とする子どもや家庭へのきめ細かな取り組みを行います。</p> <p>②育児・子育てに関する相談支援体制の充実 ・子育てに関する必要な情報を発信するとともに、様々な相談に対応できるよう、子育て世代包括支援センター^１や子育て支援センターにおける相談のほか、子どもと家庭の相談やひとり親相談、教育相談等の相談事業の充実を図ります。また、子ども家庭総合支援拠点を設置し、子育て世代包括支援センターと連携した一体的な支援に取り組みます。</p> <p>③保育・育児・子育て環境の充実 ・保護者の就労等に応じた保育ニーズに対応できるよう、０歳児保育や延長保育、病児・病後児保育等、乳幼児の保育事業や学童保育事業とともに、ファミリー・サポート・センター事業^２において、援助活動を行う協力会員の確保に努め、子育て支援環境の充実を図ります。</p>
Ⅲ－２－（３） ともに支える介護支援	<p>①介護・高齢者福祉サービスの周知と介護負担の軽減 ・介護が必要な高齢者とその家族に対し「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、関係機関と連携しサービスの提供を行います。</p> <p>②障がい福祉サービスの周知と介護負担の軽減 ・介助・介護が必要な障がい者（児）とその家族に対し、「障がい福祉計画」に基づき、関係機関と連携しサービスの提供を行います。</p> <p>③介護予防事業の実施 ・地域の中で、いきいきと健康で自立した生活が送れるよう、介護予防事業を実施します。</p> <p>④地域で支える介護者支援 ・誰もが地域の中で、気軽に悩みについて相談できるよう、介護者にとって身近な相談支援の機会の確保に努め、介護者の負担軽減を図ります。</p>

^１ 子育て世代包括支援センター 妊娠期から子育て期にわたり、妊産婦や乳幼児等の状況を把握するとともに、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応し、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整など、切れ目のない包括的な支援を行う機関。

^２ ファミリー・サポート・センター事業 子育ての援助を受けたい方（利用会員）と、子育ての援助を行いたい方（協力会員）同士が育児に関する相互援助活動を行うことで、仕事と育児の両立を支援する。

施策の方向	取り組み内容
Ⅲ－２－（４） 多様性に配慮した視点に立った減災対策	①多様な市民が参画する減災対策 ・地域住民や団体等と連携しながら減災対策を進める中で、多様なニーズを理解し配慮できるよう女性等の多様な立場の方の参画に努めます。
	②女性減災リーダーの育成 ・減災リーダー認定講習会を通じて、地域における防災・減災活動の担い手や、減災対策に多様な視点を反映することができる人材育成に努めます。
	③多様性に配慮した避難所開設・運営マニュアルの策定支援 ・各避難所の開設・運営マニュアルの策定において、多様性に配慮した視点に立った策定を支援します。
Ⅲ－２－（５） 多文化共生の地域づくり	①国際的な視点に立ったジェンダー平等の推進 ・SDGsにおける「ジェンダー平等」をはじめとする男女共同参画に関する国際的な動向についての情報を収集し提供に努めます。また、多文化共生を推進するため、外国の男女共同参画の状況やライフスタイル等について、理解が深まる機会の提供に努めます。
	②地域の多文化共生の推進 ・「多言語ガイドブック」の配布や、多言語による市ホームページへの掲載等、外国人住民への配慮に努めます。 ・地域において、外国文化や風習を学ぶことができるよう、外国出身の講師や団体等を派遣する「多文化共生講師派遣事業」を行います。

基本目標Ⅳ

誰もが活躍できる社会づくり

基本的認識

- ✳ この基本目標は、女性活躍推進法に規定される市町村推進計画「吉川市女性活躍推進計画」として位置付けられています。
- ✳ 平成27(2015)年に国連において採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標(SDGs)では、女性および女兒に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の差別を撤廃することや、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保すること等が掲げられています。
- ✳ 政治、経済、社会等あらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が共に参画し、女性の活躍が進むことは、市民の価値観の多様化が進む中で様々な視点が確保されることによって、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。
- ✳ 当市では、審議会等に占める女性委員の比率40%を目標に掲げてきました。令和2年度は27.9%と第3次吉川市男女共同参画基本計画策定時の20.4%より改善していますが目標を下回っている状況です。
- ✳ 就業は生活の経済的基盤であるとともに、経済的自立は、暴力等による困難な状況から抜け出す重要な鍵ともなります。働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できることは、個人の幸福の根幹をなすものです。
- ✳ 働く場において、性別を理由とする差別的取扱い、セクシュアルハラスメント¹、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い等の根絶は、働きたい人が性別に関わらず活躍できる社会の実現に不可欠です。
- ✳ 働きたい人すべてが、仕事と、子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮できるよう、出産・育児・介護等への対応も含め、多様で柔軟な働き方を通じたワーク・ライフ・バランス²がますます重要となっています。
- ✳ また、家事・子育て・介護等の多くを女性が担っている現状を踏まえれば、パートナーである男性も家事・子育て・介護等に参画することによって、子育てや介護の孤立化を防ぐ等の効果があるとともに、職場における働き方・マネジメントのあり方を見直す契機ともなり、ひいては共に暮らしやすい社会づくりに資するものでもあります。

¹ セクシュアルハラスメント 主として職場を中心として行われる性的な嫌がらせ。相手の意に反した性的な言動や、その対応によって仕事をするうえでの不利益を受けたり、就業環境が害されること。

² ワーク・ライフ・バランス 生活と仕事の調和。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

IV-1 政策・方針決定への女性の参画推進

施策の方向	取り組み内容
IV-1-1 多彩な市民の市政参画の促進	①審議会・委員会等における女性委員登用の促進 ・審議会・委員会等における女性の登用を促進し、政策・方針決定への女性の参画を進めるため、関係部署等に対し、審議会等への女性の登用の周知と、「女性人材リスト」を活用した人材情報提供を行いながら、登用状況の把握を行います。
	②多様な提案機会の充実 ・市の重要施策の立案や実施に際し、地域説明会やパブリックコメント等、様々な市民参画の手法により、意見提案の機会を提供します。
	③まちづくりに関する学習機会の提供 ・まちづくりへの関心が高まるよう、出前講座等のまちづくりに関する学習機会の提供に努めます。
IV-1-2 女性のエンパワーメント ¹ の拡大	①地域における女性参画の促進 ・地域で活躍する女性の事例やロールモデルを紹介する等の啓発を行い、女性の参画促進を図ります。
	②女性リーダーの育成 ・機会を捉えて女性リーダーの発掘に努め、「女性リーダー人材リスト」の充実を図ります。また、国や県等が主催する講座やシンポジウム等について情報提供を行い、女性リーダーの知識向上の機会を提供します。

¹ 女性のエンパワーメント 女性の経済・社会的地位の向上を目指して、個々の女性が経済活動や社会に参画するために必要な知識や能力を身に付け、決定し行動できる力をつけていくこと。

Ⅳ－２ 多様な働き方への支援

施策の方向	取り組み内容
Ⅳ－２－(１) 働く場における 男女共同参画・女性活躍の促進	①事業所への男女共同参画の理解促進 ・働く場における男女共同参画についての啓発に努め、埼玉県多様な働き方実践企業の認定制度の取得を促進します。
	②職場におけるハラスメント防止の啓発 ・働きやすい職場づくりを阻害する要因となる様々なハラスメントを防止するため、事業主へ積極的に対策を講ずるよう啓発に努めます。
	③労働問題に関する情報提供 ・就業環境や労使関係に関する相談窓口の情報提供を行います。
Ⅳ－２－(２) 誰もが能力を発揮できる 就業支援	①就労支援の充実 ・就職活動相談や就職活動セミナーを実施し、就労に関する支援及び情報提供を行います。また、求人情報の提供や合同就職面接会を開催し就労機会の充実に図ります。
	②職業能力開発の推進 ・女性の職業能力開発に向けた講座やイベントの情報提供を行います。
Ⅳ－２－(３) ワーク・ライフ・バランスの 実現に向けた支援	①ワーク・ライフ・バランスに関する情報の収集と提供 ・事業所や勤労者に対し、子育て・介護・地域活動・趣味等の生活と仕事との両立を図るワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行います。
	②次世代に対するワーク・ライフ・バランスの啓発 ・次世代を担う子どもたちを対象に、学校等におけるジェンダー平等教育の中で、ワーク・ライフ・バランスの重要性について伝えます。

Ⅳ－3 市が先頭に立って推進する男女共同参画・女性活躍

施策の方向	取り組み内容
Ⅳ－3－(1) 多様な職員の視点が 活かされる市政運営	①女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の推進 ・特定事業主行動計画に掲げる目標達成のための取り組み状況の公表、計画の検証等の進行管理を行い、女性活躍推進法の趣旨を踏まえ積極的に取り組みます。 ②女性管理職登用の推進 ・市職員の管理監督職への女性登用率30%を目指し、女性職員のキャリア支援に資する研究や研修を行い、性別に捉われない登用を推進します。 ③庁内におけるハラスメント防止 ・働きやすい職場づくりを阻害する要因となる様々なハラスメントを防止するため、庁内相談窓口の充実や職員への周知を図ります。
Ⅳ－3－(2) ワーク・ライフ・バランスの 早期実現に向けた支援	①市の率先した推進 ・適正な定数管理やノー残業デーの実施等による時間外勤務の削減、育児・介護休業制度の利用促進等、職員のワーク・ライフ・バランスを配慮した取り組みを進めます。 ②職員が自ら学ぶワーク・ライフ・バランス ・職員一人ひとりが多様な働き方を理解することや、皆が活躍できる職場づくりを考えることや、業務改善による生産性の向上等、ワーク・ライフ・バランスに資する研修を行います。 ③男性職員の育児参加の促進 ・男性職員の配偶者出産休暇や育児参加休暇の取得を積極的に促すとともに、男性の育児参加を促進し、育児中の職員を支え合う環境づくりを進めます。
Ⅳ－3－(3) 育児・介護をしながら働く 職員への支援	①出産・育児を控える職員への両立支援 ・出産・育児を控えている職員に対し、各種両立支援制度（育児休業・配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進を行います。 ②育児休業者等の職場との連絡体制の確保 ・育児休業等の取得前後において、職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行います。 ③育児や介護に係る休暇制度の充実 ・職業生活と家庭生活との両立を推進するため、育児や介護に係る休暇制度の充実を図ります。

第5章 計画の推進

1

重点事業

基本目標Ⅰ ジェンダー平等の意識づくり

重点

Ⅰ－1 人権の尊重

人権の尊重は、男女共同参画を推進するうえで根底をなす基本理念です。性別や年齢、障がいの有無等を理由とした差別や虐待、ハラスメント等の人権侵害の解消を目指し、人権教育・啓発事業に取り組みます。

《主な取り組み》

- ・人権セミナーにおけるジェンダー平等に関する講座の開催
- ・人権啓発パンフレット等の作成・配布
- ・性の多様性に関する教職員等への研修の実施

重点

Ⅰ－2 ジェンダー平等教育の推進

ジェンダー平等については、地球上の誰一人として取り残さない社会の実現を目指すSDGsの目標として「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」ことが掲げられています。ジェンダー平等が国際目標であることを念頭に、教育の場や地域におけるジェンダー平等教育の推進を図ります。

《主な取り組み》

- ・教育指導方法の充実による教職員等の理解向上
- ・ジェンダー平等に関する講座等の実施
- ・男女共同参画地域リーダーの育成

基本目標Ⅱ 配偶者等に対するあらゆる暴力のない社会づくり

重点

Ⅱ－2 ひとりで悩みを抱え込むことのない相談支援

DVIは、生活困窮や児童虐待、介護、自殺等多岐にわたる生活上の困難と暴力被害が複合的に発生している場合が多いこと、また、相談しにくい問題で支援を求める声を上げづらいため潜在化しやすいことを踏まえ、制度や分野の枠を超えた相談支援体制の構築に取り組みます。

《主な取り組み》

- ・DV防止地域サポーターの養成
- ・包括的な支援体制の構築

基本目標Ⅲ 安心して暮らせる環境づくり

重点 Ⅲ－2 とともに支え合う地域社会づくり

「市民交流センターおあしす」が、市民交流の場であり、かつ男女共同参画の推進拠点であることを踏まえ、各種啓発事業等を行いながら、男女共同参画に関する情報を発信します。

また、災害時においては、平時における固定的な性別役割分担意識を反映して、女性や子ども等脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されていることから、平時から、多様な視点に配慮した減災対策に取り組みます。

《主な取り組み》

- ・「市民交流センターおあしす」の男女共同参画啓発事業の積極的な実施
- ・「市民交流センターおあしす」の男女共同参画コーナー等の充実
- ・女性減災リーダー等の育成
- ・多様性に配慮した避難所開設・運営マニュアルの策定支援

基本目標Ⅳ 誰もが活躍できる社会づくり

重点 Ⅳ－1 政策・方針決定への女性の参画推進

女性の意見を地域社会に反映させていくためには、政策・方針決定過程の場における女性の参画を進めていく必要があります。地域で活躍する女性の発掘や、審議会等における積極的な女性の登用を促進します。

《主な取り組み》

- ・審議会等における女性委員登用の促進
- ・地域で活躍する女性の活躍紹介
- ・女性リーダーの育成
- ・埼玉県多様な働き方実践企業の認定制度の取得の促進

重点 Ⅳ－3 市が先頭に立って推進する男女共同参画・女性活躍

多くの職員が働く市役所が、市民の先頭に立って男女共同参画を実践することが必要です。女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を着実に推進しながら、性別に関わらず誰もが活躍できる職場づくりに取り組みます。

《主な取り組み》

- ・女性キャリア研修の実施
- ・男性職員の育児参加の促進

2 計画の進行管理

本計画の取り組みの進行状況や達成度を把握・評価し、施策の推進における課題等を明らかにし、その後のより効果的な取り組みにつなげるため、数値目標を設定します。

(1) 成果指標

指標名・説明		令和2年度 (2020年度)	▶	令和13年度 (2031年度)
1	男女の平等意識 吉川市市民意識調査において、男女が平等に活動できていると「感じる」「どちらかと言えば感じる」と選択した割合。	69.6%	▶	80.0%
2	男女の役割分担について「理想」と「現実」で、最も多い選択肢の一致 吉川市男女共同参画基礎調査において、男女の役割分担の「理想」と「現実」について、最も多く選択された項目が一致。【13ページ図表3参照】	不一致	▶	一致
3	DV経験者の相談しなかった割合 吉川市男女共同参画基礎調査において、DV経験者が「相談しなかったが、相談しなかった」と選択した割合。	10.1%	▶	5.0%
4	審議会等における女性委員の登用率 審議会等における女性委員の割合。	27.9%	▶	40.0%
5	女性委員が40%以上を占める審議会等の割合 審議会等において女性委員が40%以上を占める審議会の割合。	33.3%	▶	50.0%
6	管理監督職に占める女性職員の登用率 市職員のうち、管理監督職(係長級以上)に占める女性職員の割合。	21.7%	▶	30.0%以上 (令和7年度まで)

(2) 活動指標

基本目標	指標名	令和2年度 (2020年度)	▶	令和13年度 (2031年度)
I	人権セミナーにおけるジェンダー平等に関する講座の開催	年1回実施	▶	年1回実施
	性の多様性に関する教職員等への研修の実施	—	▶	年1回実施
	ジェンダー平等に関する情報の発信数（媒体数）	11媒体	▶	12媒体
	男性の育児・家事参加に関する事業の実施	年2回実施	▶	年3回実施
	男女共同参画地域リーダーの登録者数	53人	▶	100人
II	DV防止に関する情報の発信数（媒体数）	11媒体	▶	12媒体
	DV防止地域サポーター養成講座の受講者数	89人	▶	190人
	包括的な支援体制の構築	—	▶	設置 (令和8年度まで)
III	乳児への安否確認の実施率	100%	▶	100%
	ファミリー・サポート・センター事業の協力会員数	276人	▶	300人
	健康づくり・介護予防リーダーの登録者数	237人	▶	350人
	女性減災リーダーの認定者数	165人	▶	290人
	多様性に配慮した避難所開設・運営マニュアルの策定率	—	▶	100%
IV	女性人材リストの登録者数	45人	▶	65人
	地域で活躍する女性の活動紹介（広報掲載）	年1回	▶	年1回
	審議会等における女性委員の登用状況の確認	年4回	▶	年4回
	埼玉県多様な働き方実践企業の認定事業者数	34社	▶	50社 (令和8年度まで)
	女性キャリア研修の実施	年1回実施	▶	年1回実施
	男性職員の育児休暇等の取得率	—	▶	30.0%以上 (令和7年度まで)

3 計画の推進体制

男女共同参画社会の実現のためには、行政による取り組みだけでなく、市民、事業者、関係団体等、地域社会全体の理解と協力のもと、本計画を総合的、計画的に推進することが必要です。

男女共同参画の着実な推進に向け、次の体制により進めていきます。

(1) 庁内の推進体制

①男女共同参画推進会議

吉川市男女共同参画推進会議設置要綱第1条の規定により、吉川市男女共同参画推進会議を設置し、基本計画及び男女共同参画に係る施策の連絡調整を行います。

②男女共同参画庁内連絡会議

吉川市男女共同参画庁内連絡会議設置要綱第1条の規定により、推進会議の下部組織として、吉川市男女共同参画庁内連絡会議を設置し、基本計画及び男女共同参画に係る施策の調査・研究を行います。

(2) 市民参画による推進体制

①男女共同参画審議会

条例第24条の規定により、吉川市男女共同参画審議会を設置し、基本計画の策定等に関し、調査審議します。

②市民意識調査

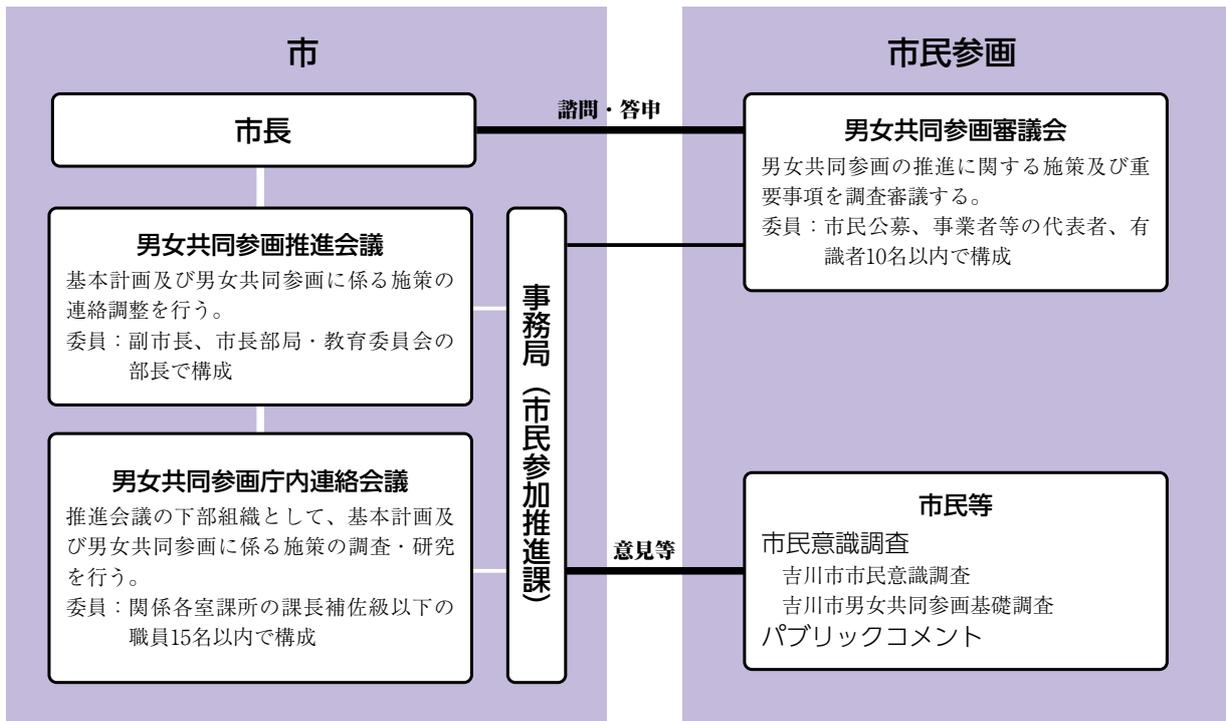
男女共同参画に関する市民の意識や、生活実態を把握するため、「吉川市市民意識調査（毎年）」や「吉川市男女共同参画基礎調査（5年ごと）」を実施し、男女共同参画の取り組みに反映します。

③パブリックコメント

本計画の策定や改定時においては、市が作成する基本計画の原案について、市民の意見を広く聴取するため、吉川市市民参画条例第6条に規定するパブリックコメントを実施します。

④進捗状況報告書

本計画の実施状況等を明らかにするため、毎年度、進捗状況報告書を作成し公表します。



(3) 市民交流センターおあしす

市民交流センターおあしすは、市民交流の推進や社会福祉の増進のみならず、男女共同参画社会の実現を目指す施設として位置付けられています。市民や関係団体等との連携のもと、男女共同参画を推進する拠点として、市民交流センターおあしすの活用を図ります。

■吉川市民交流センターおあしす条例（抜粋）

（設置）

第1条 市民交流を推進し、個性豊かな市民文化の創造、男女共同参画社会の実現及び社会福祉の増進に寄与するため、吉川市民交流センターおあしす（以下「おあしす」という。）を吉川市きよみ野一丁目1番地に設置する。

■吉川市男女共同参画推進条例（抜粋）

（男女共同参画推進施設）

第23条 市は、吉川市民交流センターおあしす（吉川市民交流センターおあしす条例（平成10年吉川市条例第30号）に基づき設置された施設をいう。）を活用し、男女共同参画社会の実現に向けた施策の実施、並びに市民及び事業者等による男女共同参画の取組の支援に努めるものとします。

第6章

資料編

1 計画策定までの経過

(1) 策定体制

男女共同参画審議会

氏名		区分	所属等
浅野 富美枝	会長	学識経験	宮城学院女子大学 生活環境科学研究所 研究員
小林 智樹	副会長	事業者等代表	吉川市小中学校校長会、北谷小学校校長
増田 泰彦	R 3. 10月まで	事業者等代表	吉川市商工会、株式会社増辰海苔店
染谷 千明	R 4. 1月から	事業者等代表	吉川市商工会、有限会社岩平屋
西山 亜弥		事業者等代表	農業関係、西山園芸
大月 浩史	R 3. 10月まで	事業者等代表	吉川市私立認可保育園協議会 きらり美南保育園園長
永澤 茉耶	R 4. 1月から	事業者等代表	吉川市私立認可保育園協議会 吉川美南ちとせ保育園園長
加門 保	R 3. 3月まで	事業者等代表	吉川市民交流センターおあしす所長
松浦 公則	R 3. 4月から	事業者等代表	吉川市民交流センターおあしす所長
薛 吉清		公募	
土屋 實	R 3. 10月まで	公募	
吉川 真由	R 3. 10月まで	公募	
武藤 優輝	R 4. 1月から	公募	
大矢 芳樹	R 4. 1月から	公募	

男女共同参画推進会議

氏名		役職
椎葉 祐司	議長	副市長
浅水 明彦		政策室長
戸張 悦男		総務部長
伴 茂樹		子ども福祉部長
小林 以津己		健康長寿部長
中山 浩		市民生活部長
小林 千重		産業振興部長
竹内 栄一		都市整備部長
中村 詠子		教育部長

男女共同参画庁内連絡会

氏名		所属
奥村 泰介	リーダー	政策室
佐々木 清匡		庶務課
小原 祥江		市民課
高尾 匡		地域福祉課
薄田 千枝子		障がい福祉課
高橋 亜矢子		子育て支援課
大瀧 和寛		保育幼稚園課
田辺 朋子		長寿支援課
中村 久美	サブリーダー	健康増進課
若林 博之		危機管理課
城取 直樹		農政課
會田 奈穂子		商工課
山崎 真由美		河川下水道課
松岡 伸悟		学校教育課
山崎 弘輝		生涯学習課

(2) 策定経過

時期	事項	内容
R 2. 7月	令和2年度第1回男女共同参画庁内連絡会議	吉川市男女共同参画基本計画について
R 2. 10月	令和2年度第1回男女共同参画審議会	吉川市男女共同参画基本計画について 市民意識調査質問項目の検討について
R 2. 11月	令和2年度第2回男女共同参画庁内連絡会議	男女共同参画の現状と課題について
R 2. 12月～ R 3. 1月	計画策定基礎調査の実施	市民意識調査、職員意識調査、 事業所アンケート
R 3. 2月	令和2年度第3回男女共同参画庁内連絡会議	計画策定基礎調査の結果について
R 3. 3月	令和2年度第1回男女共同参画推進会議	計画策定基礎調査の結果について
R 3. 5月	令和3年度第1回男女共同参画庁内連絡会議	計画策定の基本方針について
R 3. 5月	令和3年度第1回男女共同参画審議会	計画策定基礎調査の結果について 計画策定の基本方針について
R 3. 6月	庁内照会	計画に係る取り組みに対する意見照会
R 3. 7月	諮問	
R 3. 8月	令和3年度第2回男女共同参画庁内連絡会議	計画素案について
R 3. 8月	令和3年度第2回男女共同参画審議会	計画素案について
R 3. 8月	令和3年度第1回男女共同参画推進会議	計画素案について
R 3. 10月～ R 3. 11月	パブリックコメント実施	
R 3. 12月	庁内照会	計画素案に対する意見照会
R 4. 1月	令和3年度第3回男女共同参画庁内連絡会議	計画案について
R 4. 1月	令和3年度第3回男女共同参画審議会	計画案について (答申)
R 4. 1月	令和3年度第2回男女共同参画推進会議	計画案について
R 4. 2月	市長決裁	

2 吉川市男女共同参画推進条例

平成15年12月18日 条例第26号

前文

個人の尊重と法の下での平等がうたわれた日本国憲法の下で、我が国における男女平等の実現に向けた様々な取組は、国際社会における取組と連動しつつ着実に進められてきています。

吉川市においても、平成7年と平成14年に策定した男女共同参画に関する基本計画に基づき、すべての人々の人権や多様な生き方を尊重した様々な施策が市民と一体となって積極的に進められてきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は根強く存在し、真の男女平等の達成には多くの課題が残されており、男女平等の実現には、なお一層の努力が必要とされています。

一方、首都近郊の都市として急速に発展してきた本市の現状からは、全国平均に比べ、高齢化率が低く、核家族化が進行し、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向が見られます。

今後の本格的な少子高齢化の進展や情報化、国際化などの社会経済情勢の急速な変化に対応する上でも、男女共同参画を一層推進し、男女共同参画社会を実現することが重要な課題となっています。

これらのことを踏まえ、私たちは、ここに、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、すべての男女がともに自分らしく生きる権利が尊重され、心豊かに暮らせるまちを築くため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次のとおりとします。

- (1)男女共同参画とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。
- (2)積極的格差是正措置とは、前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。
- (3)事業者等とは、市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいいます。
- (4)セクシュアル・ハラスメントとは、性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいいます。
- (5)ドメスティック・バイオレンスとは、配偶者等から受ける身体的、精神的、経済的又は言語的な暴力及び虐待をいいます。

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者等は、次に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画を推進します。

- (1)男女の個人としての人権を尊重し、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。
- (2)性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行をなくすように努めるとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮すること。
- (3)男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業所等における方針の立案及び決

定に共同して参画する機会が確保されること。

- (4)家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職場、地域その他の社会生活における活動に対等な参画ができるようにすること。
- (5)社会のあらゆる分野における教育及び学習において、主体的に学び、考え、及び行動することのできる自立の精神と男女平等の意識が育まれるようにすること。
- (6)男女の対等な関係の下に、互いの性に関して理解し、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。
- (7)国際的な視点に立ち、国際社会における男女共同参画に関する取組と協調して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有します。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者等、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとします。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければなりません。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければなりません。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 すべての人は、次に掲げる行為を行っては

なりません。

- (1)家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場における直接的又は間接的な性別による差別的扱い
- (2)家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント
- (3)家庭等のあらゆる場におけるドメスティック・バイオレンス

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び前条に規定する行為を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければなりません。

第2章 男女共同参画の推進に関する

基本的施策

第1節 男女共同参画基本計画等

(男女共同参画基本計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとします。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。

- (1)総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2)前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者等の意見を聴くとともに、第24条に規定する吉川市男女共同参画審議会の意見を聴かなければなりません。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければなりません。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用します。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策に限らず、その他施策を策定し、及び実施するに当

たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとします。

(推進体制)

第11条 市は、男女共同参画を総合的かつ計画的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとします。

(財政上の措置)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

(調査研究)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必事な事項及び男女共同参画の推進を阻害する要因についての調査研究を行うものとします。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、基本計画に基づいた施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとします。

第2節 男女共同参画の推進に関する施策

(市民等の理解を深める措置)

第15条 市は、市民及び事業者等の男女共同参画に関する理解を深めるため、情報提供、広報活動等の普及啓発、学習機会の提供その他必要な措置を講ずるものとします。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第16条 市は、市民及び事業者等と協力して、次に掲げる積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとします。

- (1)市における政策の立案及び決定過程への女性の参画を積極的に推進すること。
- (2)審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、男女の均衡を図ること。
- (3)市民の地域活動及び事業者等における方針の立案並びに決定過程への女性の参画を促進するため、当該市民及び事業者等に対し、必要な情報の提供その他の支援を行うこと。

(教育及び学習の推進)

第17条 市は、学校教育その他の教育及び市民の学習の場において、男女共同参画に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとします。

(家庭生活と職業生活等の両立支援)

第18条 市は、男女が共に家庭生活及び職業生活等とを両立することができるように、子の養育及び家族の介護その他必要な支援を行うものとします。

(ドメスティック・バイオレンス等の防止等の支援)

第19条 市は、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画の推進を阻害する暴力的行為及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うものとします。

(市民等の活動に対する支援)

第20条 市は、市民及び事業者等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供その他必要な措置を講ずるものとします。

(事業者等からの報告)

第21条 市長は、男女共同参画の推進に関し必要があると認める場合は、事業者等に対し、男女共同参画の状況その他必要な事項について報告を求めることができます。

(相談及び苦情への対応)

第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、関係する機関及び団体と協力し、適切な措置を講ずるよう努めるものとします。

- (1)性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関し、市民又は事業者等から相談の申出を受けたとき。
- (2)市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民又は事業者等から苦情の申出を受けたとき。

2 市長は、前項第2号の苦情の申出に対応する場合において、必要があると認めるときは、第24条

に規定する吉川市男女共同参画審議会の意見を聴くものとします。

(男女共同参画推進施設)

第23条 市は、吉川市民交流センターおあしす（吉川市民交流センターおあしす条例（平成10年吉川市条例第30号）に基づき設置された施設をいう。）を活用し、男女共同参画社会の実現に向けた施策の実施、並びに市民及び事業者等による男女共同参画の取組の支援に努めるものとします。

第3章 吉川市男女共同参画審議会

(設置)

第24条 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、吉川市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置します。

(所掌事務)

第25条 審議会は、次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ、調査審議します。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項に関すること。
- 2 審議会は、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項について、市長に意見を述べることができます。

(組織等)

第26条 審議会は、委員10人以内で組織します。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。

- (1) 公募による市民
- (2) 事業者等の代表者
- (3) 男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者

3 男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満としないものとします。

4 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 委員は、再任されることができます。

第4章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行します。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する基本的な計画は、第9条第1項の規定により策定された男女共同参画基本計画とみなします。

3 用語の説明

行	用語	説明	初出ページ
あ	SDGs	エス・ディー・ジーズ。2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標であり、世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるために世界各国が合意した17の目標・169のターゲットから構成されている。	4
	LGBT	レズビアンLesbian：女性の同性愛者、ゲイGay：男性の同性愛者、バイセクシャルBisexual：両性愛者、トランスジェンダーTransgender：身体の性と自認する性で違和がある人、の英語の頭文字をとった言葉。性的少数者を表すために使用されることもある。※“LGBTQ+”のようにLGBTだけに分類されない様々な立場の人達を含めた表現もある。	10
か	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたり、妊産婦や乳幼児等の状況を把握するとともに、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応し、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整など、切れ目のない包括的な支援を行う機関。	34
	固定的な性別役割分担意識	男女問わず個人の能力によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方。	4
さ	埼玉県多様な働き方実践企業	仕事と家庭の両立を支援し、男女がともにいきいきと働ける職場環境づくりに取り組む企業に対する県の認定制度。9つの認定項目のうち、3から4つ該当で「シルバー認定」、5から6つ該当で「ゴールド認定」、7から9つ該当で「プラチナ認定」となる。	15
	住民基本台帳事務における支援措置	DVやストーカー行為等の被害者を保護するため、加害者からの住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付を制限し、不当な目的により利用されることを防ぐ措置。	31
	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人は生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の性別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。	4
	女性のエンパワーメント	女性の経済・社会的地位の向上を目指して、個々の女性が経済活動や社会に参画するために必要な知識や能力を身に着け、決定し行動できる力をつけていくこと。	37
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	女性が職業生活で希望に応じて、十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するための法律。国・地方自治体・事業主が、女性が活躍できる社会を目指すための取り組みと具体的な数値目標を示し、具体的な措置を講じていく旨を定めている。	4
	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	衆議院、参議院及び地方選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることを定めた法律。	6

行	用語	説明	初出ページ
さ	性的少数者	性的指向（恋愛感情がどの性別に向くか）や性自認（自分の性をどう認識しているか）に関してのありようが性的多数派とは異なるとされる人。セクシャル・マイノリティと同義。	10
	セクシュアルハラスメント	主として職場を中心として行われる性的な嫌がらせ。相手の意に反した性的な言動や、その対応によって、仕事をするうえでの不利益を受けたり、就業環境が害されること。	36
た	多文化共生	国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。	35
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会。	4
	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律。	4
	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。	32
	DV	ドメスティック・バイオレンス。配偶者やパートナー、恋人を含む親密な関係にある男女間で起きる身体的、精神的、性的、経済的暴力。	16
	デートDV	家庭内ではなく、交際中のカップルの間で起こる暴力。中・高校生、大学生も当事者になる可能性がある。	29
は	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法・DV防止法）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律。	4
	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい方（利用会員）と、子育ての援助を行いたい方（協力会員）同士が育児に関する相互援助活動を行うことで、仕事と育児の両立を支援する。	34
ま	メディアリテラシー	メディアからの情報を無意識に受け取るのではなく、その内容の背景や社会的な課題などについて読み解く力や、あふれる情報を選択し使いこなすこと。また、メディアを使って発信する力。	27
や	要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見と適切な保護並びに要保護児童及びその家族への適切な支援を図ることを目的とし、そのために必要な情報交換や協議並びに連絡調整を行うネットワーク。	31
ら	ライフステージ	人が生まれ育ち、思春期、成熟期、更年期を迎え、やがて老年期を迎える人生における各段階。	32
	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	生涯を通じて、男女が互いの性を理解し合い、身体的、精神的、社会的に良好な状態で、満足できる性生活が確保されるとともに、避妊・妊娠・中絶・出産の過程において、自ら「いつ」「何人」「産むか産まないか」を決定する権利。	32
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方・働き方が選択・実現できること。	15

第4次吉川市男女共同参画基本計画

よしかわパートナーシップアクション

令和4年(2022年)年3月

発行・編集 吉川市 市民生活部 市民参加推進課

〒342-8501 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地

TEL048-982-5111(代表) FAX048-981-5392



表紙デザインの花 ～アスター～

アスター（中国原産のキク科の花、和名はエゾギク）は、花の色、咲き方、大きさ、草丈など非常にバラエティに富んだ花で、英語の花言葉では「多様性」とも言われています。

個々の花が咲き誇るように、「多様性を認め合い 誰もが自分らしく生きることができるまち」の実現を目指して、第4次吉川市男女共同参画基本計画をすすめてゆきます。

